

9. 河川管理の現況

河川の維持管理については、洪水などによる災害防止のため堤防、護岸、樋門、雨量・水位観測所等の河川管理施設の機能を維持するため、日常管理を行っている。河川管理施設等の適切な維持管理を行うことにより、洪水などによる災害発生防止に努めるとともに、河川管理施設の長期的な維持管理費の縮減を目指す。

9.1 管理区間

加古川水系の国が管理している区間は、本川加古川 36.3km、支川万願寺川 3.1km、支川東条川 2.0km、総直轄管理区間 41.4km である。

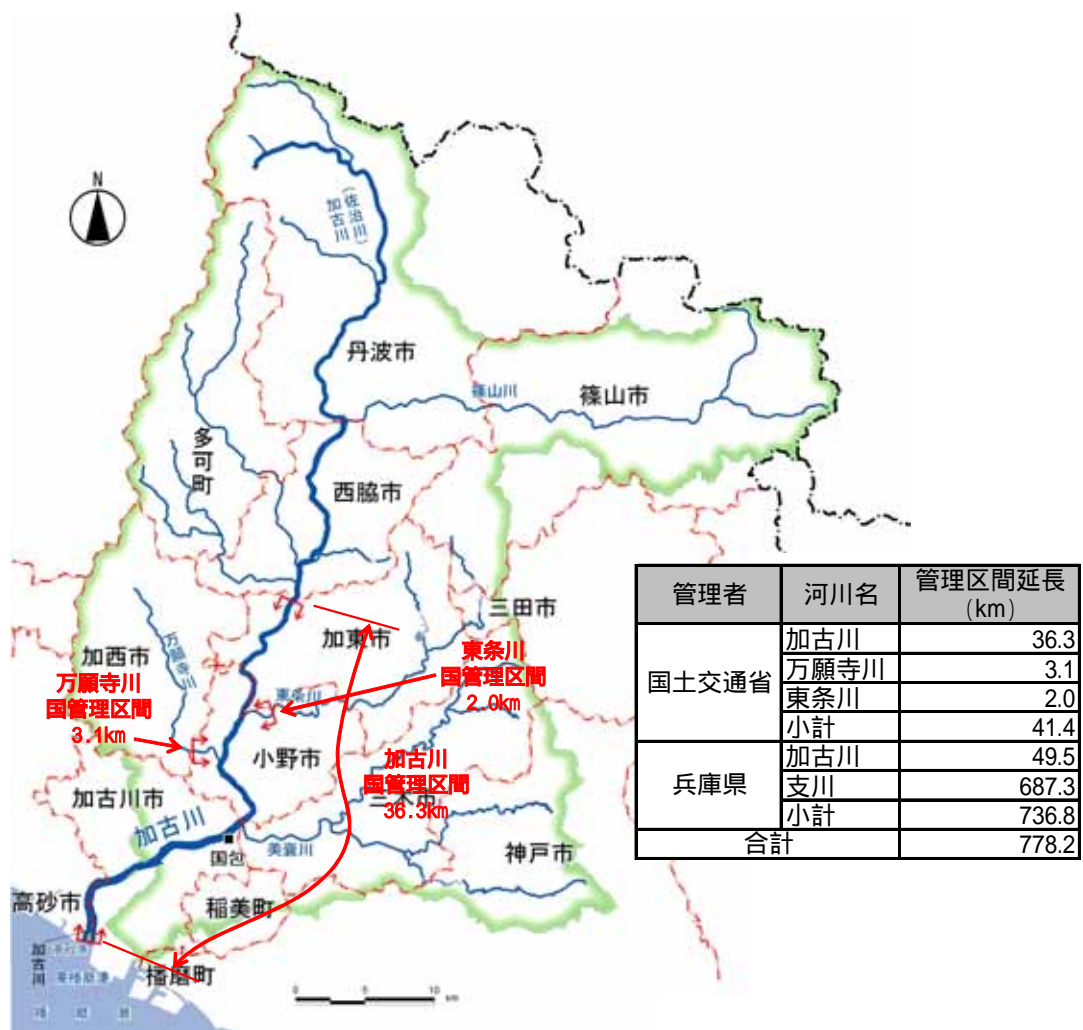


図 - 9.1.1 加古川国管理区間

9.2 河川管理施設

加古川においては、昭和に入ってもななくの頃から築堤、護岸、河床掘削等の河川管理施設の整備を進めてきており、経年的な劣化、老朽化及び洪水などにより、機能低下が懸念されるため、定期的な巡視、点検を実施し、必要に応じて維持修繕・改良対策等の維持管理を行っている。

(1) 堤防整備状況

加古川の堤防整備状況は、完成堤で 47%、暫定を含めると 82%程度となっている。

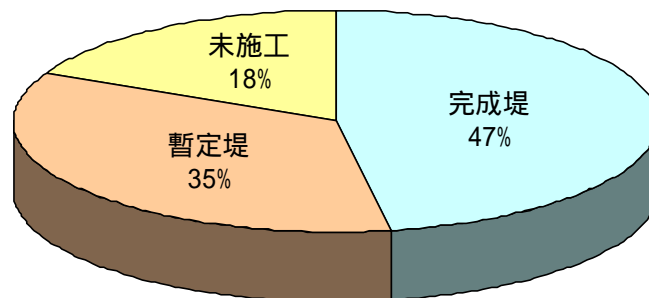


図 - 9.2.1 加古川堤防整備状況（平成 17 年調査結果、国管理区間）

(2) 主な河川管理施設

堤防護岸を除く河川管理施設は、水門 1 箇所、樋門樋管 57 箇所、堰 6 箇所等の 67 箇所存在する。

これら河川管理施設の状況を把握し適切な処置を講じるため、巡視、点検を実施するとともに、利水者や沿川自治体と合同で出水期や臨時、定期的な点検を行っている。

表 - 9.2.1 国管理区間の主な河川管理施設

	水門	樋門樋管	揚排水機場	堰	床固	閘門・陸閘	合計
直轄	1	29	0	2	3	0	35
許可	0	28	0	4	0	0	32
合計	1	57	0	6	3	0	67

(3)井堰

加古川での井堰の統廃合は下表に示すとおりである。特に「加古川大堰」について、昭和 40 年代まで加古川では大規模なダムがなく、河川自身を維持する水量を常時確保することも難しい状況であった。また、下流域には井堰や橋梁などの河川構造物が多いため、洪水時の疎通能力を妨げ、治水面において大きなネックとなっていた。そのため、下流部の疎通能力を低下させていた五ヶ井堰・上部井堰を統合し、「加古川大堰」を建設することとなった。

表 - 9.2.2 直轄管理区間における堰の統廃合

河川名	撤去施設				設置施設		備考
	施設名	施設管理者	設置年	撤去年	施設名	施設管理者	
加古川	五ヶ井井堰	五ヶ井土地改良区	1921	1987	加古川大堰	国土交通省	加古川大堰事業により統合
	上部井堰	上部土地改良区	1930	1990			
	新部頭首工	不明	不明	1963	河合頭首工	兵庫県	昭和36年県営災害復旧事業により統合し、復旧
	三和頭首工	不明	不明	1963			
	粟生頭首工	不明	不明	1963			

9.3 水防体制

9.3.1 河川情報の概要

加古川では、流域内にテレメータ雨量観測所、テレメータ水位観測所を設置し、迅速に情報を収集するとともに、これらのデータを用いて河川の水位予測等を行い、流域住民の防災活動等に活用している。

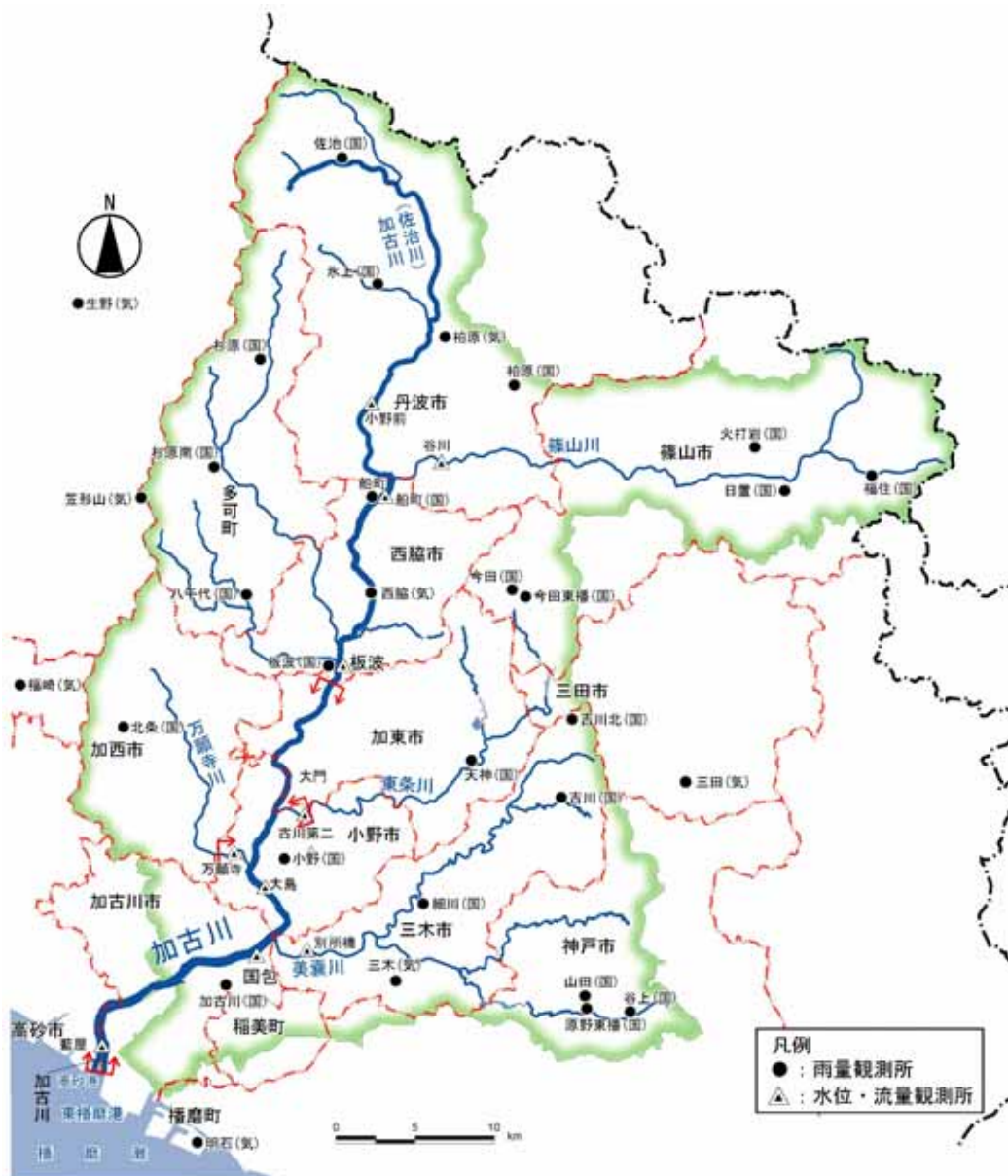


図 - 9.3.1 加古川雨量・水位観測所

9.3.2 水防警報の概要

加古川では、洪水による災害が起こる恐れのある場合、各水位観測所の水位をもとに水防管理者に対し、河川の巡視や災害の発生防止のための水防活動が迅速かつ、的確に行われるよう水防警報を発令している。

表 - 9.3.1 水防警報対象観測所

観測所名	氾濫危険水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	水防団待機水位 (m)
国 包	4.4	4.0	2.5	1.5
板 波	4.8	4.2	3.5	2.0

9.3.3 洪水予報

加古川は、水防法第 10 条及び気象業務法第 14 条に基づく洪水予報指定河川であり、神戸海洋気象台と共同で洪水予報の発表を行い、流域への適切な情報提供を実施している。

表 - 9.3.2 加古川水系洪水予報実施区域

河川名	予報区間名	実施区間	洪水予報 基準地点
加古川	加古川上流	加古川の洪水予報実施区間のうち美囊川合流点より上流区間	板波
	加古川下流	加古川の洪水予報実施区間のうち美囊川合流点より下流区間	国包

9.4 危機管理の取り組み

9.4.1 関係団体との連携

(1) 水防協議会

加古川では、適切な水防活動に資するため、水防団の河川巡視及び情報連絡、重要水防箇所の説明など水防にかかわる事項の説明・意見聴取を行うことを目的に水防関係機関で組織した協議会を設立している。

表 - 9.4.1 水防協議会メンバー

機関・団体	メンバー
国	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
兵庫県	兵庫県県土整備部 加古川土木事務所、社土木事務所
市町	加古川市、高砂市、三木市、小野市、加東市
気象庁	神戸海洋气象台

また、水防体制の強化を図るため、関係者による水防演習を実施している。



写真 - 9.4.1 水防演習

(2)洪水予報連絡会

水防法に基づき、姫路河川国道事務所と神戸海洋气象台とが共同して行う加古川の洪水予報に資するよう、関係官公署及び関係団体が通報の伝達を円滑に行い、もって洪水を防御しかつ洪水被害の軽減を目的に水防関係連機関で組織した洪水予報連絡会を設立している。

表 - 9.4.2 洪水予報連絡会

機関・団体	メンバー
国	近畿地方整備局 河川管理課 姫路河川国道事務所
気象庁	大阪管区气象台 神戸海洋气象台
兵庫県	県土整備部，企画管理部 兵庫県警察本部 東播磨県民局、北播磨県民局 加古川土木事務所、社土木事務所
市町	加古川市、高砂市、三木市、小野市、加東市
警察	加古川警察署、高砂警察署、三木警察署、社警察署
民間	西日本電信電話会社（株）、関西電力（株）、西日本旅客鉄道（株）、山陽電気鉄道（株）、神戸電鉄（株）、神姫バス（株）（株）ラジオ関西、サンテレビジョン、NHK 神戸放送局、神戸新聞社

(3)総合流域防災協議会との連携

流域全体の治水対策を進めるにあたり、国と兵庫県が連携し治水安全度の確保、向上あるいは治水施設の整備に必要な調査、評価を行い、それに基づき流域の今後のあり方について具体の整備を進めるための場として総合流域防災協議会を開催している。

表 - 9.4.3 総合流域防災協議会委員

組 織	職 名
国	近畿地方整備局 河川計画課長、地域河川課長 姫路河川国道事務所 事務所長
兵庫県	県土整備部 河川計画課長、河川整備課長、砂防課長
兵庫県北播磨県民局	社土木事務所長
兵庫県東播磨県民局	加古川土木事務所長
兵庫県丹波県民局	柏原土木事務所長

(4)水利用における利水者との連携

加古川水系では、加古川下流部の渇水時における必要な水文等の情報の交換および関係利水者間の水利使用の調整に関する事項の協議を行い、加古川大堰の適正な運用や合理的な水利使用の推進を図ることを目的として「渇水調整会議」が開催されている。

表 - 9.4.4 渇水調整会議への参加機関

参加機関	近畿地方整備局姫路河川国道事務所
	兵庫県
	近畿農政局
	加古川市
	高砂市
	五ヶ井土地改良区
	新井土地改良区
	上部井土地改良区
	加古川六ヶ井土地改良区
	日本毛織(株)印南工場

9.4.2 新たな洪水情報伝達の取り組み

水防関係団体だけでなく、平常時から流域住民の洪水に対する危機管理意識形成を図るとともに、洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、浸水想定区域図を公表している。また、各市町では洪水ハザードマップを作成し、水防計画、避難計画の策定支援について関係機関や地域住民と連携して推進している。その他に、ケーブルテレビやパソコン等、様々な手段を用いて住民への情報提供を進めている。

(1)洪水ハザードマップ

水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定・公表、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置を講ずること等を目的として、「加古川に係る浸水想定区域」の指定・公表を平成14年6月14日に行った。

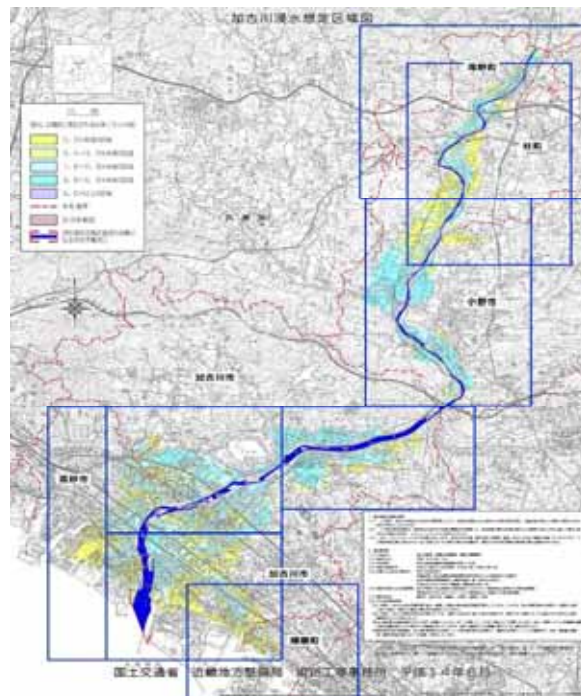


図 - 9.4.1(1) 加古川（国管理区間）の浸水想定区域図



図 - 9.4.1(2) 加東市ハザードマップ

(2) 情報提供サービス

平成 18 年 6 月より、加古川の 11 箇所の監視カメラの映像を、地元ケーブルテレビ局(BAN - BANテレビ)を通じて、一般住民に配信している。また、水位情報配信サービスでは、加古川の水位観測所の水位が所定の値に達すると、自動メールで情報提供している。

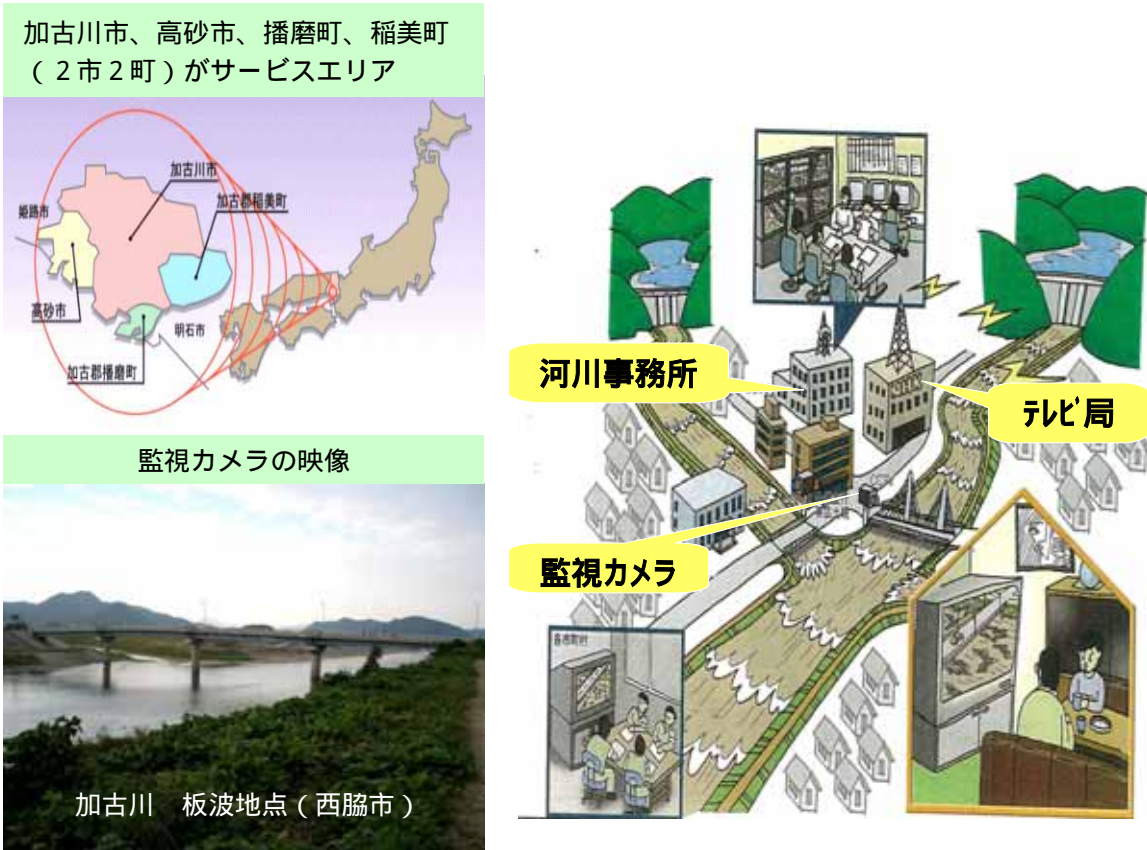


図 - 9.4.2 地元ケーブルテレビ局を通じた情報提供



図 - 9.4.3 水位情報配信サービス(対象観測所位置図)